

公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 29 年 12 月 14 日（木）午前 10 時 00 分～午前 10 時 37 分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 2 番 神谷 利盛、 3 番 柳沢 英希、
4 番 浅岡 保夫、 6 番 黒川 美克、 8 番 幸前 信雄、
11 番 神谷 直子、 12 番 内藤とし子、 13 番 北川 広人、
14 番 鈴木 勝彦、 15 番 小嶋 克文、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー （議長）杉浦 辰夫、（副議長）柴田 耕一

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

市民 2 名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
総務部長、行政 G L、行政 G 主幹、
こども未来部長、文化スポーツ G L、
学校経営 G L、学校経営 G 主幹、学校経営 G 主事

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

1 審査事項

(1) 陳情第 13 号 中央公民館の跡地利用は市民の参画で進めることを求める陳情

2 報告及び連絡事項

(1) 勤労青少年ホーム跡地活用事業事業者選定結果について

3 協議事項

4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がございました。高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により傍聴を許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより、公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 去る 12 月 8 日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、陳情 1 件であります。

当委員会の議事は、お手元に配付されております付議事項のとおり、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより付議事項の順に会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名いたします。

《議 題》

1 審査事項

- ① 陳情第 13 号 中央公民館の跡地利用は市民の参画で進めることを求める陳情

委員長 意見を求めます。

意 (11) 陳情第 13 号、中央公民館の跡地利用は市民の参画で進めることを求める陳情につきまして、反対の立場で述べさせていただきます。中央公民館につきましては、平成 26 年度に策定した公共施設あり方計画 (案)、平成 27 年度に策定した公共施設総合管理計画において、機能移転する施設として位置付けられております。

公共施設総合管理計画では跡地活用方針が示されており、基本的な考え方として、施設の総量圧縮により生じた資産については売却、貸付けなどの方法について検討するとしています。したがって、中央公民館の跡地につきましては、その跡地利用として売却か貸付けという方法について検討することから、市民の参画で進めることはできない跡地だと考えています。

委員長 ほかに。

意 (15) 中央公民館の廃止は、そもそも高浜市の将来の財政負担を見通し、公共施設の総量を圧縮し、機能集約を行って、その上で小学校区を単位としたまちづくりを行う目的の一環です。跡地利用に多額の費用をかけることは、この目的に逆行するものです。

ましてや、案とは言いながら、跡地に音楽発表会ができるホールなど、良い案が出てくるとありますが、中央公民館を解体して、またホール機能のある施設をつくることは、到底これは、市民の理解を得られるものではありません。

よって、この陳情には反対いたします。以上です。

委員長 ほかに。

意（８） 私も、この陳情には反対の立場で意見を述べさせていただきます。市民の参画っていうのは否定するべきものじゃないと思いますけれども、あくまで、一般質問でも言いましたけれども、高浜市全体で、ここをどうするっていうことが頭の中に入って議論できるならいいですけども、中身見ると、自分たちの使い勝手のいい、個人の趣味とかそういうもので使えたらいいなっていう、あったほうがいいっていう議論に推移していますんで、そういう議論をするよりは、高浜市として将来に向かってどうやっていく、これをしっかりと当局が説明いただいて、その上で進めていっていただきたいと思いますので、この陳情には反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意（６） 私も、この陳情には反対の立場で意見を述べさせていただきます。もう既に、公民館の跡地につきましては、今、豊田会のほうと病院を建設するというところで作業のほうも進んでおりますので、今、ここにきて、そういったことを白紙に戻すということは難しい話ですので、私はこの陳情には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（１２） 私は、この陳情には賛成させていただきます。今まで、あり方計画や総合計画で、機能移転する施設として決めてあると言われてましたが、そもそも、そのあり方計画だとか総合計画では、やはり、市民の意見が十分聞かれていないことが、去年の住民投票にまで発展したことだと思っています。

特に、高浜の自治基本条例、これも当局が出された提案ですが、全員一致で決めてあります。それにも第４条の第１号に、「議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。」っていうのが書かれています。また、第２号や第３号には、「市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。」、「市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。」

っているのが定められています。第6条には、「子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。」。

このように素晴らしい基本条例があるわけですが、このような、条例どおりにやられていないということが問題だと思っています。ですから、この陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第13号の意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はございません。

《採決》

- ① 陳情第13号 中央公民館の跡地利用は市民の参画で進めることを求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。 審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

《議 題》

2 報告及び連絡事項

① 勤労青少年ホーム跡地活用事業事業者選定結果について
委員長 説明を求めます。

説（こども未来部） それでは、勤労青少年ホーム跡地活用事業事業者選定結果につきまして、御説明をさせていただきます。A3横長の資料1のほうをお願いいたします。

事業者選定に向けましては、基本方針・実施方針・募集要項等について、本委員会において御報告のほうをさせていただいておりますが、「1. 選定の経緯等」につきましては、左欄に記載のとおりでございます。

本事業の事業者選定につきましては、本年5月10日に、企業会計その他マネジメントに関し専門的な知識を有する者、建築技術等に関し専門的な知識を有する者、地域スポーツに関し経験・知識を有する者、副市長、教育長の5名で構成いたします「勤労青少年ホーム跡地活用事業 事業者選定委員会」を開催し、以来11月15日まで約6カ月間にわたり、事業者選定基準等について審議を重ねるとともに、応募者の事業提案について厳正かつ公正な審査を行ってまいりました。

そして、4回目となりました11月15日の選定委員会において、最優秀提案事業者の選定をいただくとともに、その結果を市長に報告いただき、それを受け優先交渉権者を決定いたしましたので、本日、議会に御報告させていただくものでございます。

右のほうに移りまして、「2. 審査・選定方法」でございますけれども、募集要項のとおり資格審査、基本的条件の適合審査、提案内容の審査の3段階に分けて実施のほうをいたしまして、選定委員会におきましては、提案内容の審査に係る書類審査及びヒアリングによる審査のほうを行いました。

審査は、審査基準書に掲げました水泳指導、テニスコート、まちづくりへの寄与、コスト・事業の安定性の4つの観点について、合計14項目の審査を行い、

各委員の採点結果の平均値が、満点の 135 点の 6 割でございます 81 点に満たない場合については、選定対象外とすることといたしました。

「3. 審査結果」についてでございますが、本事業に提案があったのは 1 グループでございましたが、水泳指導については、40 点満点中 32.2 点で、割合は 80.5%。テニスコートについては、15 点満点中 11.2 点で、割合は 74.7%。まちづくりへの寄与につきましては、20 点満点中の 14.4 点で、割合は 72.0%。コスト・事業の安定性については、60 点満点中の 49.4 点で、割合は 82.3%。合計点数は、135 点満点中の 107.2 点ということで、割合は 79.4%でございます。

また、提案内容は、市の提示した要求水準を全て満たしていることから、最優秀提案事業者として選定されたものでございます。

次に、審査講評についてでございますが、こちらにつきましては、A 4 の資料 2、4 ページ、こちらのほうをご覧いただきたいと思っております。まず、①水泳指導につきましては、必要に応じてインストラクターの人数をふやす等、特に初心者・初級者向けの指導が充実しており、児童生徒だけではなく、インストラクターの指導を参考にすることで、教員の指導に関しても技術的向上が期待できること等が。

②テニスコートにつきましては、現南テニスコートの利用に近い形での運営が期待できるほか、自主事業として、他で実績のあるテニススクールを開催する等、稼働率を高める工夫に取り組むことにより、テニスコート運営の収支バランスに努めていこうという姿勢は評価できたが、利便性については課題があるとしております。

また、③まちづくりへの寄与につきましては、屋内温水プール、テニスコートのほか、マシンジムやスタジオを併設し、自主事業の展開やテニス大会の受け入れなど、市民のスポーツ拠点としてふさわしい提案となっていることは評価できたが、5 ページのほうに移っていただきまして、一方で、三州瓦の活用についての課題も指摘がされております。

④コスト・事業の安定性につきましては、水泳指導の委託料、テニスコートの利用料について、学校プールのライフサイクルコストや近隣市の民間事業者

が運営をするテニスコート利用料と比較し、市の想定より安価な金額が提案されており評価できることや、事業の安定性については、同業他社と比較して業界平均水準の範囲にあり、特に問題なく、長く安定したサービスが提供できることが期待できたというふうにしております。

資料1のほうに戻っていただきまして、右側の中ほどでございますが、「4. 最優秀提案事業者及び優先交渉権者」についてでございます。選定委員会から最優秀提案事業者としての選定を受け、市において優先的に協議をする相手であります優先交渉権者として決定した事業者は、維持管理・運營業務を担う、岐阜県多治見市の株式会社コパンを代表企業とするグループで、構成企業は、設計業務を担う名古屋市の株式会社岸設計及び施工業務を担う名古屋市の栗本建設工業株式会社であります。

「5. 今後の予定」でございますが、本日、事業提案者へ選定結果を通知するとともに、市公式ホームページで公表し、報道機関へも情報提供をする予定をしております。

また、審査講評の中にもありますように、課題もあります。今後、優先交渉権者と協議のほうを行い、協議が整えば、平成30年2月までに事業の進め方等に関する基本的な考え方や遵守事項等を定めた基本協定を締結。さらに、事業内容の詳細について協議し、協議が整えば、平成30年3月までに事業契約を締結する予定でございます。

なお、勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事につきましては、平成30年5月31日までを工期としておりまして、工事終了後、事業者により施設の建設工事が始まり、平成31年4月より事業開始の予定となっております。説明は以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑があれば、それを許します。

問(3) 私の聞き漏れだったら申しわけないんですけども、応募って何者ありましたか。

答(文化スポーツ) 応募は1者でございます。

問(3) 応募が1者ということですけども、競争の原理は働いていたのか、そこら辺教えていただけたらと思います。

答（文化スポーツ） 応募が1者ということでございましたけれども、事業者に対しましては、ヒアリングの通知を行う際に、通知番号が1者とわからないように、ランダムに振るといような形で、ほかにも提案者がいるということが推測されるような形で工夫を行いましたので、競争原理のほうは働いていたというふうに考えております。

問（3） 今回の説明ですと、あくまでも跡地活用ということで、優先交渉権者が決まったというところであって、簡単に言えば、お見合いの相手が決まったような形であって、まだそれが全然、今後どうなるかわからないという状況なんですけれども、スポーツ拠点の施設としても、どういうものができるかだとか、学校の水泳の指導もそうですし、テニスコートの料金がどうなっていくかというのは、まだあくまでも提案の段階で、今の段階ではちょっとわからないということですが、建物のイメージパースや図面など、どのような、こう拠点ができるのかっていう、市民がイメージしやすいものっていうのは、いつぐらいであれば教えていただけるのかと思うんですけれども。

答（こども未来部） 議員、今、言われたとおり、現段階ではあくまで優先交渉権者が決定したということにすぎません。跡地活用事業の事業者自体が決定したということではありませんので、今後、基本協定の締結。基本協定が締結できたあかつきにつきましては、事業契約の締結に向けて、協議のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

提案内容というのは、これ事業者のノウハウに関する部分がございます。仮に万が一、契約に至らなかった場合、そのノウハウが流出することは、当然好ましくありませんので、契約締結に至るまでは、学校の水泳指導の委託料、あるいはテニスコートの利用料、どのようなスポーツ拠点ができるのかといったイメージパースや図面等をお示しすることは、現段階ではできかねますので、御理解をいただきたいと思います。基本協定締結後、あるいは事業契約締結後であれば、どの部分をお示しできるのか、事業者のほうと協議をいたしまして、その上でお示しすることが可能であると考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

委員長 ほかに。

問（８） 今、金額等は出せんということをおっしゃってみえましたがけれども、逆に言うと、以前から言っているように、ここに市の想定より安価っていうふうに書かれていますよね。で、前から言っているように、現状値は別に出せんわけでも何でもありませんよね。だから、今のこの金額に対して、高くなっても別に構わないんですよ。それだけ投資する価値があるかどうかっていう説明が入れば、何も問題もないんだけど、それを出したがない理由がわからない。要は、この状態だと、白紙委任状で、白紙でね、賛成してくれって言っているのと一緒にですよ。いや、そういう意味でいうと、現在値は少なくとも持っているんですよ。想定価格を決めたんだから、それは当然、持ってみえるっていうふうに思っていていいんですよ。

答（こども未来部） まず、テニスコートの利用料の関係で申し上げますと、今、一般のテニススクールをやっておるところの大体の相場が、1面、1時間、1,500円以上はかかるんじゃないかということの、その部分は持っております。で、今回も一応テニスコートにつきましては、新設ということで提案がありましたので、施設もよくなるということで理解をしております。

問（８） プール。

答（学校経営） プールの水泳指導料についてなんですが、6月の一般質問でも質問いただきまして、その際に、仮に高浜小学校のプールを更新した場合のライフサイクルコストということで、750万円から800万円ほどになるんじゃないかという御質問をいただき、その数字としては、妥当ではないかという返答をさせていただいております。

私どもも、今の高浜小学校のプールを更新した場合ですが、プールに係るライフサイクルコスト、撤去費とか建設費、そして定期的な大規模な修繕、そして日常的な維持管理を含めると、今申し上げた750万円から800万円という数字に近い数字になると考えております。当然、その数字を下回れば、コスト的なメリットがあると考えます。

もう一つ参考となる数字としましては、先日、福祉文教委員会の行政視察の中で提示のありました千葉県佐倉市、先行して民間プールを活用した水泳指導を行っているんですが、2校で実施していて、合わせて910万円という数字が

出ておりました。これを1校当たりに直しますと、水泳指導だけで約450万円という数字になっております。こちらの数字につきましても、非常に参考になる数字であるというふうに考えております。

もう一つ、これは、いろいろと数字がこの議会等でも出ておりますが、一番当初、この民間プールを活用した水泳指導のあり方を考える上で、200万円程度でできるんじゃないかという情報をいただいております。そこまでの数字でやっていただければ非常にありがたいと思っているんですが、目指すところの数字としては、そのあたりになるんじゃないかというふうに、私どもは想定しております。

問(8) 伺っているのは、今、この10年間、高浜小学校のプールの維持管理費、修繕もしているし、水道も使っているしね、そのところをきちん押さえていますかということを知っているんです。

新しくつくるときのこれは、つくりによって変わっちゃうんで、今、ランニングコストがどうかかかっているかということが知りたいんですよ。

答(学校経営) 今の維持管理コストでございますが、これも、議会の中で何回か答弁させていただいておりますが、大体、維持管理、薬剤とか水道代で180万円程度。そして電気代で、これも年によって差はあるんですが、ろ過装置を常に回している必要があるんで、電気代が年間30万円程度。合わせて210万円程度かかっております。これに合わせまして、小規模な修繕ということで、これも年度によって変わってくるんですけども、年間、高浜小学校1校当たり50万円から80万円程度の小規模な修繕費がかかってきておまして、それを含めると260万円から290万円程度、年間の維持費がかかっているものと考えております。

問(8) 実績なんだから、逆にきちとこう、何年度はこれだけ、何年はこれだけ、出せるはずですよ。それを集計して、これだけかかっているから、ね、こうなりますということが説明できるように、その元ネタをきちんと持っていますかってことを知っているだけなんで。それを公開すること、できますよね。過去の実績なんで。これから先どうなるなんて、聞いていないんですよ。だから、そのところがやっぱりきちんと明示されないと、どうなるかって、

こう、推測の域が入ってきちゃうんで。はっきりわかっている現状を、きちっと押さえているかっていうことをお伺いしたいんで。そういう答え方、していただきたいんですけども。

答（学校経営） 年度ごとの数字というのは持っております。ただ、今の段階で、その詳細な資料は持っておりませんので、何年度にいくらかかったという数字は、今現在、お示しすることはできないんですが、大まかに、今申し上げたように年間の維持管理及び小規模修繕にかかるコストは、先ほど申し上げたとおりの数字になっております。

意（8） 要求があれば、出せるようにしていただきたい。要は、そうやってバックデータがきちっとしているっていう上で話してくれないと、何か、いくらからいくらの間とか、こちら白紙委任状を受けているわけじゃないんで。そういう面でいうと、バックデータをきちっと揃えて出していただかないと、これ市民の方に説明するときでも通用しないんで。もうわかる話ですよ、これから先の新しくプールをつくるという話を出しているわけじゃないんで。そこは、推測になっちゃうじゃないですか。だけど、今、10年間って言われる、このスパンの中でどうだというのは出せるはずなんで。それをきちんと出せるように用意しておいてください。以上です。

委員長 ほかに。

問（12） 4ページの水泳指導のところですが、プールサイドが狭く、柱もプール側に突出しているため、より児童生徒の安全を確保できるような工夫を求めたいとなってますが、これは、求めたいとなってますが、これは、どういうふうになるんでしょうか。

委員長 答弁を求めます。

答（総務部） これは、選定委員会の選定結果の講評ということでございます。今後、交渉を進めていく中で、市の考え方としても相手方に求めていきたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（6） それでは、私からも1点、先ほど、8番委員のほうからも話があったんですけども、実際に、ここんところの青少年ホームの事業については、

予算のほうもいくらということは、私どものほうに示されていないわけですよ。示されていなかったのでしょうか。すいません、その1点をまず。

答（こども未来部） この建設費ということですか。

問（6） そうです。

答（こども未来部） 建設費は、業者がつくれますので、特にまだまだ設計のほうも完了していないということで、それは私どももわかりません。

問（6） 今、ちょっと話がありましたように、業者がつくるって言って、あくまでも、それを、そこんとこにやらせるということは、最終的にその費用のかかった分が、全部、後、委託料や何かではね返ってくるわけじゃないですか。ですから、その辺のところもきちっと、先ほど内容の中で、コスト・事業の安定性だとかそういったものが%で示されていましたがけれども、その辺のところも、具体的に、ある程度どういうような数字になるかだとか、そういった数字は示していただけないわけでしょうか。

あくまでも相手がつくるもんだから、その費用は関係ありませんよとか、そういうようなことは僕はないと思うんですよ。もしも、それがあまり高いような費用だったら、いわゆる直営でやるということも考えられるでしょうし、せっかくうちのほうにはスポーツクラブやなんかもあるわけですので、そういったところやなんかのところに、例えば指定管理を委託するだとか、いろんな方法も考えられると思うんですけれども、ですからその辺のところのことやなんかも。

委員長 黒川委員、申しわけないんですけれども、今回のこの募集要項とか、この跡地活用の事業の進め方自体をしっかりと理解してください。あなたが理解していない。よろしいですか。

意（6） 最終的に費用がいくらかかるだとか、そういった形のことやなんかも、全部考えてやっていていただくのが本来じゃないんですか。

委員長 こちらがつくるわけじゃないんですよ。

意（6） わかりますよ。

委員長 向こうに提案を求めてやるわけですから、こちらは、自分たちがやるのと比べて、どっちがそれに値するかどうかという判断をするだけですので。

その予算を「こちらがこの予算でやってください。」っていうことを事業者に求めることは、もともとしないんですよ。だから予算なんか、持っているはずがないんです。

高浜市が考えているのは、委託をしていく、そして、その維持管理をして市民サービスしていく。その中で市民の方々に対して、問題なく行える事業かどうかという判断をするということが、今回のこの事業なんですよ。

意（6） それは、言われるとおりですよ。

委員長 ですから、高浜市が相手側にいくらのお金をかけてつくるのかとか、このぐらいの金額ならつくっていいよとかっていうことを示すものではないので、今言った質問に対して、多分当局が答えることができないと思いますし、申しわけないですけども、あなた自身が御理解されていないとしか思えないですから、私、委員長として言うておきますので。質問に値していないんですよ。

意（6） 今の話ですけども、私が言いたいのは、あくまでも、この事業をやっていくのに対して、全部このところに任せるということになるというのと、その部分が最終的に、先ほど8番委員が言ってみえたみたいに白紙委任するじゃなくて、きちっと、こういう具合でコストが全部計算されて、市民の利便になると、そういった形のことがきちっとわかれば私も問題ないんですけども、実際に私のところにいろんな人やなんかが聞いてくるのは、全部、はっきりいろんなことや何かを明らかにしてほしいという話ですので、その辺のところがきちっと明示できるようにしていただければいいんですけども。

委員長 それは、基本契約等をきちんと交わした後に、当然、その設計がこういう形になるから、姿もこういう形になりますよ。これだけのお金がかかるといっても出ていくと思いますけれども、それは、業者さんのほうが出す話であって、こちら側が提案するものではないもんですから。こういう機能を持たせてくださいとか、先ほど答弁されたように、おおむねこれぐらいの金額という数字をもって、今回の審査の基準もつくっておるわけですよ。そこに対して当局側は、お答えすることはできると思いますけれども。

問（6） わかりました。

それでは、もう少し細かいことを言わせていただきますけれども、いわゆるここんところの評価のところ、三州瓦を一目でわかるような場所に設置するなど、積極的な活用を求めたいとかいうことが書いてありますけれども、こういったことは、業者なんかはやっていただけのわけでしょうか。

答（総務部） 初めに、先ほどの8番委員の御質問に1点、お答えしたいと思います。プールの実績が出ているので、それは明らかにしてほしいということがございました。プールのライフサイクルコストと申しますが、その中には施設を建てて、途中で大規模な修繕をして、解体するまでの施設ライフサイクルコストと、もう一つ、運営ライフサイクルコストと申しまして、先ほど学校経営グループリーダーがお答えをした、日常的な維持管理費がございます。

運営ライフサイクルコストについては、実績として持っておりますので、この部分についてはお示しができます。しかしながら、施設ライフサイクルコストについては、他市の事例などを想定をしてということですので、そこを1点、補足をさせていただきたいと思えます。

それと、先ほど6番委員が、今回の施設の整備にかかった費用は、全部委託料に転嫁されるというような御質問がございましたけれども、相手方が施設を建てて運営をしていくものは、基本的には相手方が自主経営の中で、例えば、会員から会費を集めるだとかで運営をしていきます。その中で、一部、市の水泳指導の部分と、テニスコートの運営の部分についてお借りをすることですので、その部分で委託料が入ることになりますので、そのように御理解をいただきたいと思えます。

次に三州瓦の件ですけれども、これも、市のほうとしては積極的に活用してくださいということを交渉の中で求めていくということですので、そのようになるかどうかは交渉次第ということになります。

意（6）わかりました。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑にもないようですので、報告及び連絡事項を終わります。

3 協議事項

委員長 本日、協議事項はございません。

4 その他

委員長 初めに私のほうから1点、お願いをいたします。次回の公共施設あり方検討特別委員会については、日程が決まり次第連絡をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、皆さんのほうで何かあればお願いをいたします。

意見なし

委員長 ないようですので。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、公共施設あり方検討特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時37分

公共施設あり方検討特別委員会委員長

公共施設あり方検討特別委員会委員長